REPORT I

EU生保のソルベンシー・マージン規制改正動向

保険研究部門 小松原 章

1. はじめに(改正の背景)

EU生保のソルベンシー・マージン規制は79年の設立自由化(他加盟国における支店、子会社設置による営業の自由化)のための生保第一次指令(79/267/EEC)の採択により、保険監督における早期警戒システムとして導入されて以来、約20年が経過し、今やEU諸国のソルベンシー規制の中核的な制度として定着を見ている。

EUの生保指令はその後、90年に役務提供自由化(生保サービスの他加盟国に対する直接提供の自由化)のための第二次指令(90/619/EEC) さらに92年に最終段階としての「単一免許導入」(自国の免許による他加盟国での営業の自由化)のための第三次指令(92/96/EEC)が採択されるに至り、域内の市場統合が制度面で達成されることとなった。特に第三次指令は、市場統合の最終版として「単一免許制度」の導入のほか「保険約款、保険料率等の事前認可または制度的報告を要求する規定の導入禁止」を規定するなど、従来の監督方式を抜本的に改める内容を盛り込んだうえ、ソルベンシー・マージン規制との関連においては次のように、その検討見直しを示唆するなど極めて多様な内容を取り入

れたものであった。

すなわち第三次指令によると「本指令の施行日(94年7月)から3年以内に、欧州委員会はソルベンシー・マージンのさらなる調和の必要性に関し、保険委員会に報告書を提出するものとする」と規定され、その見直しを含めた検討が義務として明確化されることとなった。

第三次指令採択過程でEU理事会レベルでは、ソルベンシー・マージン制度の改正も論議されたが、EU統合を遅らせないという観点から第三次指令では改正を見送り、上記のような将来検討すべき事項とされることとなった。

課せられた検討課題を審議するため欧州委員会は94年4月以降加盟各国との協議、ワーキング・グループの結成などを通じてソルベンシー・マージンのあり方につき検討した結果、97年7月、保険委員会宛てに報告書を提出し、一定の評価を行った。

これによると、欧州委員会としては、 現行のソルベンシー・マージン規制は充分機能しており、これを維持するのが望ましい、 ただし、既存のシステムにおいてもいくつかの弱点が見られるので、これらを改正すべきである、 将来的にも、ソルベンシー規制の厳格な監視が必要であり、単一市場という観点からソルベンシ

ー規制の経済的効果、役割に配慮していくべき であると提言している。

これを受けて、欧州委員会は2000年10月にソルベンシー・マージン規制改正を含めた指令案を生損保セットで公表し、採択に向けて動き出した。

一連の改正内容は以下で紹介するとおり、 既存規制の改善、透明化のための当面の改正 (ソルベンシー といい、具体的な改正項目で ある) 長期的観点からの財務状況の根本的 な検討(ソルベンシー という)からなってお り、EU統合をいっそう充実させるための積極 的な姿勢が伺える。

欧州委員会によると本指令案の採択は当初 2003年となっていたが、予想より早く2002年 3 月に理事会で生損保共に採択のうえ施行されることとなった。本指令が施行されると各国は18 ヶ月以内(2003年9月まで)に国内法令を本指令に合致するように整備することとなる。そこで以下では、改正内容を生保に焦点を当て紹介することとする。

2.EUのソルベンシー・マージン規制 の概要

改正内容(以下の「3.ソルベンシー・マージン規制の改正内容」)を紹介する前提として、 従前のソルベンシー・マージン規制の内容を以下で概観することとする(改正後も規制の大枠は従前どおりである)。

ソルベンシー・マージン規制の基本的な枠組 みは、法令で要求される必要ソルベンシー・マージン以上の額のソルベンシー・マージン(広義の自己資本)の保有を生保会社に義務づけるもので、これを下回ると行政介入が発動され、財政改善計画等所要の措置を講じることとされ、破綻を早い段階で防止することが期待され ている。

(1)必要ソルベンシー・マージンの計算方法

必要ソルベンシー・マージンの計算方法は以下のとおりである(これらは改正後も変更なし)。

保険種類によって異なるが、最も基本的な定額の生命保険、年金について見ると以下のとおりである。

以下の + の合計金額

責任準備金の4%×{責任準備金額(出再分を含む)} 分を除く)÷責任準備金額(出再分を含む)} ただし、{ }内の割合は0.85以上とする 危険保険金の0.3%×{危険保険金額(出再分を含む)} 分を除く)÷危険保険金額(出再分を含む)} ただし、{ }内の割合は0.5以上とする

(2) ソルベンシー・マージンの構成要素ソルベンシー・マージンの構成要素(広義自 己資本)は以下の 、 のとおりである。

無形資産を控除した会社純資産(以下を含む)

- 払込済み株式資本金、相互会社の場合払 込開業基金
- 2)資本金、基金が25%払込済みの場合、未払込資本金、未払込基金の50%
- 3)保険契約上の債務の引当としない準備 金-法定準備金 (statutory reserves) 任意準備金 (free reserves)
- 4)繰越利益金
- 5) 所定の条件のもとでの累積的優先株式、 劣後ローン。

適法な貸借対照表上の利益準備金(profit reserves)で、あらゆる損失填補に充当可能なもの

監督官庁へ補助証明資料を添付のうえ申請 し、監督官庁がこれを承認することを条件に 以下のもの

1)会社の将来利益の50%相当額

これは将来の利益の一定部分を前倒しでソル ベンシー・マージンに計上するものである。

将来利益金額は、推定年間利益に保険契約の 平均継続期間を表わす係数 (10以下とする)を 乗じて算出する。推定年間利益は過去5年の利 益の算術平均とする。

2) チルメル式責任準備金超過額

これは、チルメル式責任準備金を上回る責任 準備金を積立ている場合に、超過積立分をソル ベンシー・マージンに計上しようとするもので ある。

3) 秘密準備金 (hidden reserves)

これは、含み資産などをソルベンシー・マージンに計上するものである。

(3)保証積立金

必要ソルベンシー・マージンの3分の1の水 準を保証積立金と称する。当該積立金の最低額 (最低保証積立金)は80万ECUとする。

保証積立金の50%以上はソルベンシー・マージン構成項目のうちの明示的項目すなわち、上記の資本金、基金等((2)の に対応)、利益準備金((2)の に対応)によって構成されるものとする。

(4)行政介入基準

ソルベンシー・マージンの水準を目安に監督 当局による行政介入が段階的に行われる。

まず、会社のソルベンシー・マージンが法令 上要求される必要ソルベンシー・マージンを下 回った場合、本店所在国の監督当局は当該保険 会社に対して財務状態回復のため、健全な財務 状態回復への計画書の提出およびこの承認を要 求するものとされる。 次に会社のソルベンシー・マージンが保証積立金を下回った場合、本店所在の監督当局は保険会社に対して短期財務計画の提出およびこの承認を要求するものとされる。さらに、監督当局は保険会社の資産の自由処分の制限または禁止をすることができる。

上記に加え監督当局は、ソルベンシー・マージンが必要ソルベンシー・マージンおよび保証 積立金を下回った場合には、被保険者の利益を 保護するために必要なあらゆる措置をさらに講 じることができる。

3. ソルベンシー・マージン規制の改正内容

既述のとおり、今回の改正は、(1)既存規制の改善、透明化のための当面の改正(ソルベンシー)(2)長期的観点からの財務状況の根本的な検討(ソルベンシー)から構成されている。

(1)既存規制の改善、透明化のための当面の改正(ソルベンシー、今回の具体的な改正)

ここでは、基本的には従前の規制を維持する中でさらに改善、透明化を促進する観点から以下のような所要の改正がなされた。これらにより陳腐化した規制の刷新およびルールの透明化が図られるとともに、行政介入の弾力化が確保されることとなった。

必要ソルベンシー・マージンの常時維持の明 確化

従前の規制下では必要ソルベンシー・マージンの維持が年度末のみなのか、あるいは常時維持すべきなのかが、必ずしも明確ではなかった。そこで、今回の改正では「加盟各国は全保険会社に対しその全保険事業について適切なソルベ

ンシー・マージンを常に (at all times) 保持するよう要求するものとする」との規定が盛り込まれ、ソルベンシー・マージンの常時保持が明確に義務付けされることとなった。

ソルベンシー・マージン構成項目の優先順位 の明確化.

従前の規制ではソルベンシー・マージン構成項目(自己資本項目)の内訳について、自己資本としての適格性(すなわち中核項目か補完項目かの序列)について必ずしも明確な分類がなされていなかった(例えば、中核項目としての資本金・基金と算入に制限がある優先株式等が運然一体として列挙されている)。

そこで、今回の改正では構成項目につき、グレードを付けて、1)安全性の高い中核項目で無条件でカウントされるもの、2)算入に一定の制限が課せられるもの、3)算入に監督官庁の承認を有するものに3分類され、以下のように自己資本としての優先度が明らかにされた。

1)安全度の高い中核項目

これは最も安全性の高い自己資本項目で無制限にカウントされるもので、具体的には以下のとおりである。

- ・払込済株式資本金、基金
- ・保険契約上の債務の引当としない準備金 (法定準備金、任意準備金)
- ・ 繰越利益金 (直前財政年度の配当金を控除 した後のもの)
- ・ 適法な貸借対照表上の利益準備金で、あら ゆる損失填補に充当可能なもの

2) 算入に一定の制限が課せられるもの

これは従来の優先株式、劣後ローン関係の項目で、従前は資本金等中核項目と並列的に記載されていたが、この改正で内容は一定のまま新たな分類に編成し直され、中核項目とは一線を画されることとなった。

3) 算入に監督官庁の承認を有するもの

このグループには、従前の将来利益、チルメル超過額、秘密準備金をベースに従来は中核項目である資本金等と並列記載されていた「未払込資本金、未払込基金の50%」が新規算入され、資本項目としての劣後性が明確にされた。

同時に、将来利益の算入に際して「保険契約の平均継続年数」を表わす係数の上限が従来10であったものが、改正により6に短縮されることとなり、当該項目による自己資本算入額が縮減されることとなった。さらに算入については2009年末まで、かつ、必要ソルベンシー・マージンと実際のソルベンシー・マージンのいずれか小さい額の25%までとされた。

保証積立金の引上げと物価スライド

保証積立金については、その構成項目および 最低金額に関する所要の改正が以下のとおりな された。

まず、保証積立金の構成項目については従前はその50%を資本金、優先株式等の明示的な項目で保有することが要求されていたが、今回の改正では原則として明示的項目で保有することを前提とし、例外的に監督当局の同意を条件に秘密準備金(含み益)を算入することができることとされた。

次に最低保証積立金については発足時からの 固定金額80万EURがこの間の物価上昇等に配 意して300万EURに引き上げられた。さらに、 最低保証積立金はEUの消費者物価に連動して 自動的に引き上げられることも採用された。

監督当局による早期介入権限の強化

従前の規制のもとで、監督当局が介入できるのは主として、既述のとおり、1)必要ソルベンシー・マージンを下回った場合(財務状態回復計画書の提出・承認等) 2)保証積立金を下回った場合(短期財務計画の提出・承認)で

あった。

ところが、E U諸国の保険監督官の間の認識では、過去の保険会社の破綻の原因は、ソルベンシー・マージンの不足だけではなく、その他の要因、例えば、1)未熟な経営陣、2)不適切な保険引受方針、3)無分別な投資、4)不十分な準備金、5)不適切な再保険取引、等多様な要素から構成されているというものであった。

したがって、問題会社を早期に発見して適正 な是正策を講じるには、ソルベンシー・マージ ン基準だけでは不十分で、多様な介入ルートが 必要であるとの認識がなされるようになった。

そこで、今回の改正では以下のとおり新しい 措置として、契約者の利益が脅かされる恐れが あるときは、監督当局は充分に早い段階で介入 する権限が付与されることとなった。

1)監督当局は、保険契約者の権利が脅かされると判断した場合には、当該保険会社の財政改善計画の提出を要求することができる。

この計画書には次の3年間に関する以下の 事項の明細、証明を含むものとする。

- ・一般経費、コミッション等事業費の見積り
- ・元受事業、再保事業に関する詳細な収入・ 支出計画等
- 2)監督当局は、保険契約者の権利が脅かされると判断した場合には、その保険会社の当面のソルベンシー要件を確保するため、国内法で要求されているソルベンシー・マージンよりも高いレベルのソルベンシー・マージンを要求することができる。
- 3)監督当局は、以下の場合には再保険利用による必要ソルベンシー・マージン引下げ効果を減じることができる(再保取引による意図的な必要額引下げ操作を遮断する)。

・再保取引においてリスクの移転が全くない か殆どない場合等

以上の措置により、経営悪化会社に対する介 入の自由度は大幅に高まり、監督当局から見た 場合には相当早い段階からの弾力的な行政対応 が可能となった。

(2)長期的観点からの財務状況の根本的な検討(ソルベンシー)

今回の改正では、従前の規制改善を図るための具体的な改正以外に次のとおり、ソルベンシー・マージン規制を含む保険会社の全財政的側面を再検討することにより、財務健全性確保の観点から会社の全般的な財政状況を根本的に検討することが提言され、長期的検討課題として欧州委員会に課題が課せられている。

すなわち、改正指令(当初のドラフト)によると、会社の全般的財務状況を決定する要素として、ソルベンシー・マージンはその一要素に過ぎず、以下のとおり他の多くの要素があると指摘されている。

- ・責任準備金の適正性
- ・資産、投資リスク
- ・資産・負債管理等

これら以外にも、非財務的要素として、 経 営者の適格性基準、 保険会社の検査、監督能 力も財務状況に影響を与える要因として無視で きないと指摘されている。

さらに、従前のソルベンシー・マージン規制 が適切であることを考慮しても、次のような将 来の経営環境のもとでは従来の妥当性は保証で きないとも指摘されている。

- ・第三次指令を契機とした料率自由化の進展
- ・合併、買収の増大
- ・インターネット、直接販売等新販売手法の 導入による販売コストの引下げおよび参入

障壁の低下等

これらの要因は将来的にいずれも競争促進と 自己資本減少をもたらすものであることから、 改正指令では、上記の全要因を考慮したうえで 保険会社の財務状況を根本的に再検討する必要 があるとし、欧州委員会に検討を要請している。

4. おわりに

ソルベンシー・マージン規制が導入されて以来20年以上経過した時点で、同規制は長期的課題を含めて本格的な改正機運が盛り上ってきた。

現在EUでは域内の統合効果をさらに充実させる観点から、金融サービス実行計画 (Financial Services Action Plan)が進行(99年以降)し、金融市場規制の整備・拡充が行われており、今回のソルベンシー・マージン改正もその実行計画の一つに組み入れられている。

この実行計画はEUでの優先順位が高いことから、ソルベンシー・マージンの問題も実行計画遂行の観点からまず実行すべき課題(ソルベンシー)と長期的検討に委ねるべき課題(ソルベンシー)に明確に分けられている。

今回の改正(長期的検討課題を除く)で注目 すべき点について見ると、 透明度の向上、 行政介入権限の強化が指摘できるが、いずれも 業者側から見ると規制強化となっている。

透明度の向上については、例えば、 必要ソルベンシー・マージンの常時維持が明確化された点、 自己資本としてのグレードが明確化された点(中核項目から認可項目までの分類)等であり、これにより従来曖昧であったソルベンシー・マージンの維持要件、資本としての優先劣後関係がより明瞭となった。

より重要な点は今回の改正で導入された行政

介入権限の強化・弾力化である。従来は、主として量的指標であるソルベンシー・マージンのレベルを基準に行政が各段階に応じて所定の介入を行うのが原則であったところ、今回の改正では「契約者の権利毀損の恐れ」を条件に行政介入の余地が拡大した点が重要である。

このような広範な介入権限を導入するからには、一方で行政の透明化の要請もあることから、本指令が国内法令化されるときには、「契約者の権利毀損の恐れ」とは具体的にどのような場合を言うかにつきさらなる検討が要請されることとなろう。現に、欧州保険業界の中では、数値基準を満たしているのに介入するのは、ソルベンシー・マージン制度の趣旨と矛盾するおそれもあることから、慎重に対応すべきとの見解も見られる。

EU保険市場統合のなかで「保険料率、保険約款の事前認可」の廃止が導入されたことから、一方で今回のようなソルベンシー規制の強化がなされるのは一応の理解は可能であるが、広範な権限であるだけにその具体的な内容の設定が期待される。さらに、本指令で宿題となった「長期的検討課題」(ソルベンシー)も今後審議される予定のなかで、その議論のたたき台となるソルベンシー関係レポート(KPMG作成)が5月に公表され、利害関係者のコメントを求める動きも出始めている。EUのソルベンシー規制全体につき引き続き注目して行く必要があるう。